

不適切経理に係る国庫補助金等の返還について

平成 22 年 3 月 26 日

財 政 部

1 3月補正予算措置の状況

(単位：千円)

	国土交通省関係	農林水産省関係	統計調査関係	計
国	38,516	5,030	—	43,546
県	2,390	595	448	3,433
合 計	40,906	5,625	448	46,979

2 国土交通省所管国庫補助金等の返還見込み

(1) これまでの経緯

H21.11.11	会計検査院から内閣に会計検査結果が報告された
H21.11.15	会計検査結果の確定を受け、調書作成のためのデータ整理を開始
H21.12.4	東北地方整備局から調書と併せて提出すべき資料の内容が示された
H21.1.15	岩手県県土整備企画室に調書及び各資料を送付
H22.2.17	岩手県から東北地方整備局に調書及び各資料が回送された
H22.3.5	東北地方整備局総務部会計課補助金係長に対し、下水道部、建設部の担当職員から調書の内容を説明し、返還手続きに関する協議を行った。
H22.3.9	東北地方整備局総務部予算調整官に対し、建設部長から不適正経理の概況を説明するとともに、年度内に返還を行いたいとの市の意向を説明し善処方要請。
H22.3.23	東北地方整備局に確認したところ、当市以外に東北管内の2県4市に係る不適正経理調書も提出されており、時間的に3月中にチェックを完了するのは困難な状況である旨説明があった。

(2) これまでの経緯から、国土交通省所管補助事業のうち、本省管轄の災害復旧事業に係る返還金 883 千円は年度内に返還できる見通しだが、東北地方整備局管轄の補助事業に係る返還金 (40,023 千円) の年度内での返還が困難な状況となった。

3 国土交通省所管以外の国庫補助金等の返還見込み

農林水産省関係 (5,625 千円) は 3 月 26 日に、統計調査関係 (448 千円) 及び 9 月補正で計上した文部科学省関係 (1,182 千円) については年度内に返還が完了する。

4 今後の対応

3 月補正で議決を受けた返還金のうち年度内の返還が出来ないものについては、不用額扱いとし、返還額が確定した後に改めて補正予算として計上することとしたい。